

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和3年8月10日
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が8月16日まで延長されました。
- 今回の指示で、活動制限レベル4と指定された地域には、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうちスラバヤ市等18県市が含まれています。

1. 8月9日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、8月16日まで延長する旨の内務大臣指示(2021年30号)を発出しました。本大臣指示により、活動制限レベル毎の区分地域に一部変更が生じましたが、ジャカルタ首都圏やその他主要な都市圏については引き続き活動制限レベル4のままとされています。なお、各レベルの活動制限内容に一部変更がありました。

2. ジャワ・バリでの活動制限レベル4の実施地域には、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうちスラバヤ市等18県市が含まれています。これまで活動制限レベル4とされていた12県市は活動制限レベル3に区分されました。

3. 今般の大臣指示により、ジャワ・バリでの活動制限レベル4の制限内容に以下のような変更が生じています。以下の点以外は、従来の活動制限と同様です。これまでの活動制限については、8月3日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100219087.pdf>)を参照してください。

(1) 屋外の飲食店は、地方政府が定める規則の下で、営業時間を午後8時まで、収容人数を25%以下、飲食時間を20分以内に制限した上で営業可。

(2) ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州バンドン市、中部ジャワ州スマラン市、東ジャワ州スラバヤ市のショッピングモールは、試験的に、商業省が定める保健プロトコルの下で、営業時間を午前10時から午後8時まで、収容人数を25%以下に制限した上で営業可。ただし、12歳未満及び71歳以上の者は入店禁止。モール内の映画館や児童遊戯施設、娯楽施設は閉鎖。(当館注:本内務大臣指示で言及されている保健プロトコルの内容は現時点で不明ですが、ショッピングモール等商業施設においてワクチン接種証明書の提示を求めるとする規制については、スラバヤ市内の主なショッピングモールにおいて既に導入されていることを確認しています。)

(3) 礼拝施設は、収容人数を25%または20名以下に制限する。

(4)ジャワ・バリ域内での航空機移動では、2回のワクチン接種を終了している者は、従来の出発前48時間以内のPCR検査に代えて、出発前24時間以内の迅速抗原検査で搭乗可。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。国内線フライト等公共交通機関の利用条件については、航空会社や公共交通機関にご照会ください。

5. 現在、インドネシアでは、ジャカルタ首都圏を始めとしたジャワ島を中心に、新型コロナウイルス感染状況は改善していません。在留邦人の皆様におかれては、感染状況やインドネシア政府による措置等に関し、最新の状況に注意するとともに、今後、感染状況が更に悪化する可能性も念頭に、不要な移動は避けるなど、御自身や御家族の安全の確保に努めてください。(了)